

## 甲賀市観光振興計画審議会の情報公開について

甲賀市観光振興計画審議会の会議（以下「会議」という。）の情報公開については、次によるものとする。

### 1. 会議全般の公開（指針第4条）

会議は、公開することとし、公開等に関する基本的な事項等は指針に準拠するものとする。

### 2. 会議の公開等に関する基本的な事項

#### (1) 会議の傍聴（指針第5条）

会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うこととし、その他傍聴席の設置や傍聴者の定員等については、次による。

① 会場に傍聴席を設ける。

② 傍聴席の定員は5名以上とする。

※但し、会場の規模等やむを得ない事情があるときはその限りでない。

③ 傍聴者には会議資料を配布する。（又は、閲覧に供するものとする。）

#### (2) 会議開催の周知方法（指針第7条）

会議開催予定の7日前までに、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、公開又は非公開の別、傍聴者の定員、傍聴手続き、問い合わせ先など必要な事項を、市のホームページに掲載する。

#### (3) 会議録の作成及び会議結果の公表（指針第8条）

会議の会議録を作成し、会議開催後概ね1か月以内に、市のホームページに掲載する。